その中で、複数の都道府県にまたがるなど広い海域に分布し、多くの漁業者が利用する重要な資源については、国も積極的に関与して、⑴の資源管理目標等の達成のための統一的な資源管理の方向性を関係都道府県の「資源管理指針」に定め、この指針に基づく「資源管理計画」により適切な管理を推進する。

さらに、資源状況が特に悪い資源についても、資源管理指針に資源状況の改善を目指した内容を定め、関係都道府県と調整の上、計画的な管理を推進する。

⑶　数量管理等による資源管理の充実

資源管理目標等及びこれに基づく各種施策に見合った漁獲を実現するため、漁業権制度及び漁業許可制度、ＴＡＣ（漁獲可能量）、漁業者団体による自主的な取組を組み合わせ、適切な管理を図ることにより、漁業活動を適正な水準に管理するとともに、水産物の安定的な供給に資する。

ＴＡＣ対象魚種の拡大については、漁獲対象魚種が多く定置網を始め魚種選択性が低い漁法が多い我が国漁業の操業実態、資源の状態やそれを取り巻く情勢、科学的知見の蓄積状況等を踏まえつつ、国民生活上又は漁業上重要な広域資源等について、関係者の意見を聴きながら、検討を進める。

ＩＱ（個別割当）方式については、一部の漁業で試験的な実施とその効果・課題の検証等を行ってきているが、その成果も踏まえつつ、沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合ったＩＱ方式の活用方法について、検討を行う。

なお、数量管理の充実に当たっては、水揚地において漁獲量を的確に把握する体制整備を検討する。

また、我が国周辺の漁場においては、異なる漁業種類の多数の漁船が輻輳（ふくそう）しながら操業している実態にあり、資源管理や漁業調整上の必要性から漁船のトン数制限等の様々な規制が存在し、効率的な操業の実現を妨げている側面がある。沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、資源管理の方法も含め、規制緩和の在り方等について引き続き検討し、成案を得る。

さらに、資源管理を着実に推進するためには、漁業者はもとより、漁獲物を利用する関連産業や国民の認識の共有を図ることが重要であることから、資源の現状、管理の目標や管理措置等について、積極的に情報発信を行う。

⑷　適切な資源管理措置の基礎となる資源評価の精度向上と理解の醸成

漁業関係者のみならず消費者も含めた国民全般の理解を得つつ国内外における適切な資源管理に資するため、次の課題に重点をおいて資源評価体制を強化する。

ア　資源評価の対象種の拡大と精度向上

沿岸魚種は、多種多様で地域固有のものも多いことに加え、様々な漁業により地域的に利用されてきたため、資源評価対象となりにくい実態があった。一方で、近年このような資源評価の未実施種の漁獲の落ち込みが大きい。効果的な対策を講じるには、この原因が浅海域の開発等回復不可能なものか、あるいは資源管理によっては回復し得るものかを把握する必要もあり、関係都道府県との連携を強化しつつ、可能な範囲で資源評価対象種の拡大等を図る。

一方、既に資源評価を実施している沖合の主要魚種に関しては、数量管理の拡充を念頭に、評価精度向上を図るため、これまでの調査船調査や漁獲物調査を確実に継続することに加え、我が国排他的経済水域近辺で急増する外国漁船の動向、海洋環境等の新たな変化に係る情報の収集のほか、国際交渉等を通じて各種情報を収集し、資源評価に組み込める体制の構築を図る。

上記の実施には、より大量の漁獲・調査情報の迅速な蓄積が必要であり、これらの情報を、必要に応じ、漁業調整や流通分野等にも有効に活用できるよう、資源・漁獲情報ネットワーク体制の構築を図る。

イ　資源評価に対する理解の醸成

国民の資源評価・管理への関心の高まりを踏まえ、資源評価を受託実施している国立研究開発法人水産研究・教育機構の果たすべき役割を資源評価の独立性の観点から明確化するとともに、その評価手法や結果の透明性の確保に努める。

また、様々な機会を利用し、漁業関係者のみならず消費者も含めた国民全般が資源状況と資源評価・管理の方向性について共通の認識を持てるようこれらの情報を理解しやすい形で積極的に公表していく。

⑸　資源管理のルールの遵守を担保する仕組みの推進

資源管理が効果を上げるためには、資源管理のルールの遵守を担保することが必要であるが、我が国周辺海域における外国漁船の操業が増大・広域化している状況を踏まえ、取締船の大型化や増隻を含む取締体制の充実強化、漁業監督官の増員や実務研修等による能力向上を図りつつ、限られた取締勢力を有効活用していくために、ＶＭＳ（衛星船位測定送信機）の活用、衛星情報や各種ＩＣ技術等の漁業取締りへの積極的導入、さらには、海上保安庁や都道府県取締機関との連携を通じた取締りの重点化・効率化を図る。

また、重要な輸出品目であるナマコ等を含む沿岸域の密漁については、悪質・巧妙な事例や広域での対応が必要となる事例もあることから、都道府県、警察、海上保安庁及び流通関係者を含めた関係機関との緊密な連携等を図るとともに、密漁品の市場流通や輸出からの排除に努める等、地域の特性に応じた効果的な対策を実施する。

⑹　海域や魚種ごとの国際的な資源管理の推進

我が国は、世界有数の漁業国であり、かつ、水産物の一大消費国である。一方で、近年、沿岸国の主権的権利の行使の拡大、他国の漁獲能力の拡大等により、国際的な資源管理をめぐる情勢は一層厳しさを増している。

このため、水産生物資源について、科学的な根拠に基づく持続的な利用を促進するとともに、我が国漁船の海外漁場等を確保するための施策を戦略的に推進することが重要である。

ア　公海域等における資源管理の推進

公海域等における高度回遊性魚類等の資源管理については、

①　太平洋クロマグロについては、資源の回復を着実に図るための制度・体制の充実

②　カツオについては、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働き掛けを強化しつつ熱帯水域における管理の推進

③　マサバやサンマについては、資源評価についての関係国・地域の合意を早期に形成し、それに基づく管理の導入

を図るなど、魚種ごとの資源状況に応じた最適な管理を推進する。

このため、

①　漁業関連情報や生物学的情報の収集等による、科学的知見に基づく適切な資源評価と、その保存管理措置への反映

②　保存管理措置が適切かつ着実に実施されるよう、国内における取組に加え、関係国に対する漁業管理能力の向上に資する支援や人材育成

③　必要な交渉への人的資源の集中による国際交渉の体制の強化や人材育成などを推進し、各地域漁業管理機関における議論の主導

を行う。

また、こうした管理の効果を損なうＩＵＵ漁業に対して、地域漁業管理機関における対策の強化を主導するとともに、適切な場合には、二国間での働き掛けなどを通じて、その撲滅に貢献する。

イ　太平洋島嶼（しょ）国水域での漁場確保

我が国かつお・まぐろ漁船にとって重要漁場である太平洋島嶼（しょ）国水域への入漁について、厳しさが増していることから、安定的な入漁を確保するため、地域漁業管理機関を通じた国際資源の持続的な利用確保を図りつつ、二国間漁業協議等を通じて我が国漁業の海外漁場の確保を図る。